

觀するに、特に此の領域を管轄すべく内務省に一局を
設置し、新に制定實施せられたる重要労働立法として
、職業紹介法、船員紹介法、健康保険法、労働争議調
停法、小作調停法、工業労働者最低年齢法等があり、
重大なる改廢を見たる止めには工場法、鑛業法、同施
行令、鑛夫労働扶助規則、治安警察法第十七條其他多
數に上つてゐる。又暴力行為乃至治安維持法制の如き
社會運動取締に關する法規の頒發されたことは、その
間社會思潮の變遷動向の急なりしことを象徴すると見
らるぬでもない。

但し之れ等多數の労働立法、社會立法がこの短期間
に相繼いで制定改廢を見るに至つた理由としては、第
一に我國が國際労働會議に進んで参加せることを擧げ

わがならず、且つその會議の經過に顧了時は、前述の
我國労働立法の急激なる促進は、實はこの國際協調の
必要上止むを得ざるに出でたものかその大部分を占む
ることは、何人にも否定し能はざる事實であらう。然か
し労働立法中の大宗にして我國現下の實情より見て産
業平和の上に最も緊急の必要を痛感せらるる労働組合
に關する立法が、此間幾度か立案せられ朝野の論議の
對象となりつゝ、遂に今尚ほその制定を見ず、他面には
反動的立法が數次の制定變更を加へられたるか如きは
、これを社會立法の全般より見たる時に、その前後顛倒
甚しく矛盾するの感なきを得ない。

之を要するに、我が社會政策時報が辿り來り了過去
九年の歲月は我國の産業界に、社會思想、社會運動並